

「同一労働・同一賃金」

改正前の労働契約法20条（現短時間・有期雇用労働法8条）による通常の労働者と有期雇用労働者との労働条件の相違が不合理といえるかどうかについての最高裁判所の判断については、ハマキョウレックス事件、長澤運輸事件によって、住宅手当、家族手当（扶養手当）、制皆勤手当、通勤手当等、一部の手当について判断が示されていました。

今般（令和2年10月13日及び同月15日）、最高裁判所は、大阪医科薬科大学事件、メトロコマース事件、日本郵便（大阪・東京・佐賀）事件の各判決において、賞与、病気休暇、退職金、年末年始勤務手当、年始勤務に対する祝日給、扶養手当、夏期冬期休暇についての判断を示しました。これによって、労働条件が通常の労働者と短時間労働者・有期雇用労働者とで相違する場合の不合理性の判断についての最高裁判所の考え方がほぼ出そろいました。これを機会に、最高裁判所の裁判例を整理し、どのような場合に労働条件の相違が不合理とされてしまうのか、そうならないためには短時間・有期雇用労働者の労働条件をどのように定め、その相違が不合理でないことの説明をどのようにすべきなのか、わかりやすくご説明したいと考えています。

ぜひ多くの方々のご参加をお待ちしています。また、これらの裁判例の内容については、弁護士法人ACLOGOSのホームページのコラムの欄に、新判例紹介【4】【5】【6】として紹介していますので、こちらもぜひご覧ください。



講師： 弁護士 竹 下 勇 夫

1974年 早稲田大学法学部卒業
 1975年 司法試験合格
 1978年 検事任官（1988年退官）
 1988年 弁護士登録（沖縄弁護士会）
 2008年 日本弁護士会司法制度調査委員

所属団体

日本私法学会、日本労働法学会、金融法学会、信託法学会、日本民事訴訟法学会、民事部会 等

日時

2020年11月6日(金)
 (開始) 午後2:00～午後4:00

開催方法

① Zoom配信（参加制限なし）

※お申し込み後、弊社よりzoom受講登録フォームをお送り致します。

② リアル受講 弁護士法人ACLOGOS（セミナー室）

※リアル受講については人数を先着5名様に制限させていただきます。

リアル受講できない方や感染症対策のため控えたいという方は、Zoomにてご参加も可能です。

費用

顧問会社様 2,000円（1名） / 一般 15,000円（一企業2名）

申込方法

別紙申込書に必要事項をご記入のうえ、FAX、又はメールにて申込下さい。

お問い合わせ先

弁護士法人ACLOGOS（アクロゴス）
 〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎2丁目3番20 三医会ビル3F
 TEL (098) 996-4183 / FAX (098) 996-4187
 【メール】 info@aclogos-law.jp 【Web】 https://aclogos-law.jp/

「同一労働・同一賃金」

応募締切

2020年11月4日まで

※リアル受講のみ定員に達し次第締め切らせていただきます。

申込用紙

FAX送信先：098-996-4187

メール：info@aclogos-law.jp

会社名	参加人数 名	※どちらかに○をつけてください zoom参加 ・ 会場参加
TEL	FAX	
①参加者名	※zoom参加希望の方必須 ☑アドレス：	
②参加者名	※zoom参加希望の方必須 ☑アドレス：	
③参加者名	※zoom参加希望の方必須 ☑アドレス：	
④参加者名	※zoom参加希望の方必須 ☑アドレス：	
⑤参加者名	※zoom参加希望の方必須 ☑アドレス：	
※どちらかに○をつけてください 支払方法（ 請求書発行(振込) ・ 当日現金払 ）	請求書宛名（記載なしの場合は、お申込み会社名の発行になります。）	